

守成クラブ東京立川会場 野球部 規約

第1条(名称)

本部活動の名称は「守成クラブ東京多摩連合 野球部」とします。

第2条(目的)

本部活動は、守成クラブ東京多摩6会場の会員が野球を通じて交流を深め、以下の目的をもって活動を行います。

1. 会員同士の親睦と信頼関係の構築
2. 野球を通じた健康増進とリフレッシュの場の提供
3. 野球、懇親会を通じて会員同士のビジネスの発展

第3条(参加資格)

本部の参加資格は以下の通りとします。

- 守成クラブ東京多摩6会場の正会員・準会員であること
※多摩6会場から他会場へ転籍した会員は例外を認める
- 野球が好き、またはこれから始めたい意思があること
- 本規約に同意し、協力的なコミュニケーションが取れること
- ゲスト参加は1度。2度目からは本メンバーとして参加とする。

※野球の経験・経歴は問いません。初心者歓迎とします。

第4条(禁止事項)

野球部の健全な運営と気持ちよい交流のため、以下の行為を禁止します。

1. 公序良俗に反する行為

他の部員や施設利用者への迷惑行為、社会的に不適切と判断される行為を禁止します。

2. 協調性を欠く行動

安全面を考慮し、協調性を著しく欠く行為、または野球場のルールに反する行為を禁止します。

3. 個人情報の取り扱い

部員の情報等は互いの了承を得て行う。

※規約違反が認められた場合、協議の上で活動参加の停止・除名の措置をとる場合があります。

※必要な対応に費用が生じた場合は、当該当事者へ実費を請求することがあります。

第5条(運営体制)

本部は、顧問および部長によって運営します。

部長は、活動企画・日程調整・連絡管理などを担当します。

必要に応じて、ラウンド会・練習会・懇親会などを開催します。

第6条(改定)

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて隨時改定するものとします。

附則

本規約は2025年12月1日より施行する。